

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月20日

埼玉県知事
大野 元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県八潮市大字古新田608番地

氏 名 関東コンクリート株式会社

代表取締役 諸角 富美男

(法人にあっては、名称及び代表者)

電話番号 048-996-4321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関東コンクリート株式会社
事業場の所在地	埼玉県八潮市大字古新田608番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	製造品出荷額 11億6136万円(令和4年度実績)
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり。産業廃棄物処理フロー図

(日本工業規格 A列4番)

27

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり。産業廃棄物の処理に係る管理体制

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排 出 量	9, 979. 75 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	・購入者との緊密な打設計画の確認及び当日の連絡確認の徹底により戻りコンクリートを低減する。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
② 計画	排 出 量	10, 000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・生コン協同組合による現場からの戻りコンクリートの一部有料化を進め、廃棄物の減量に貢献、購入者で努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工程毎に発生した物を其々保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工程毎に発生した物を其々保管する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量 t
(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量 t
(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量 t
(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		t
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		t
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	t
	全処理委託量	9,979.75t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	9,979.75t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理を確保するため、法令・規制を遵守すると共に行政の環境対策に協力する。 ・収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。 ・コンクリートくずは、100%再生路盤材として使用されている。 			

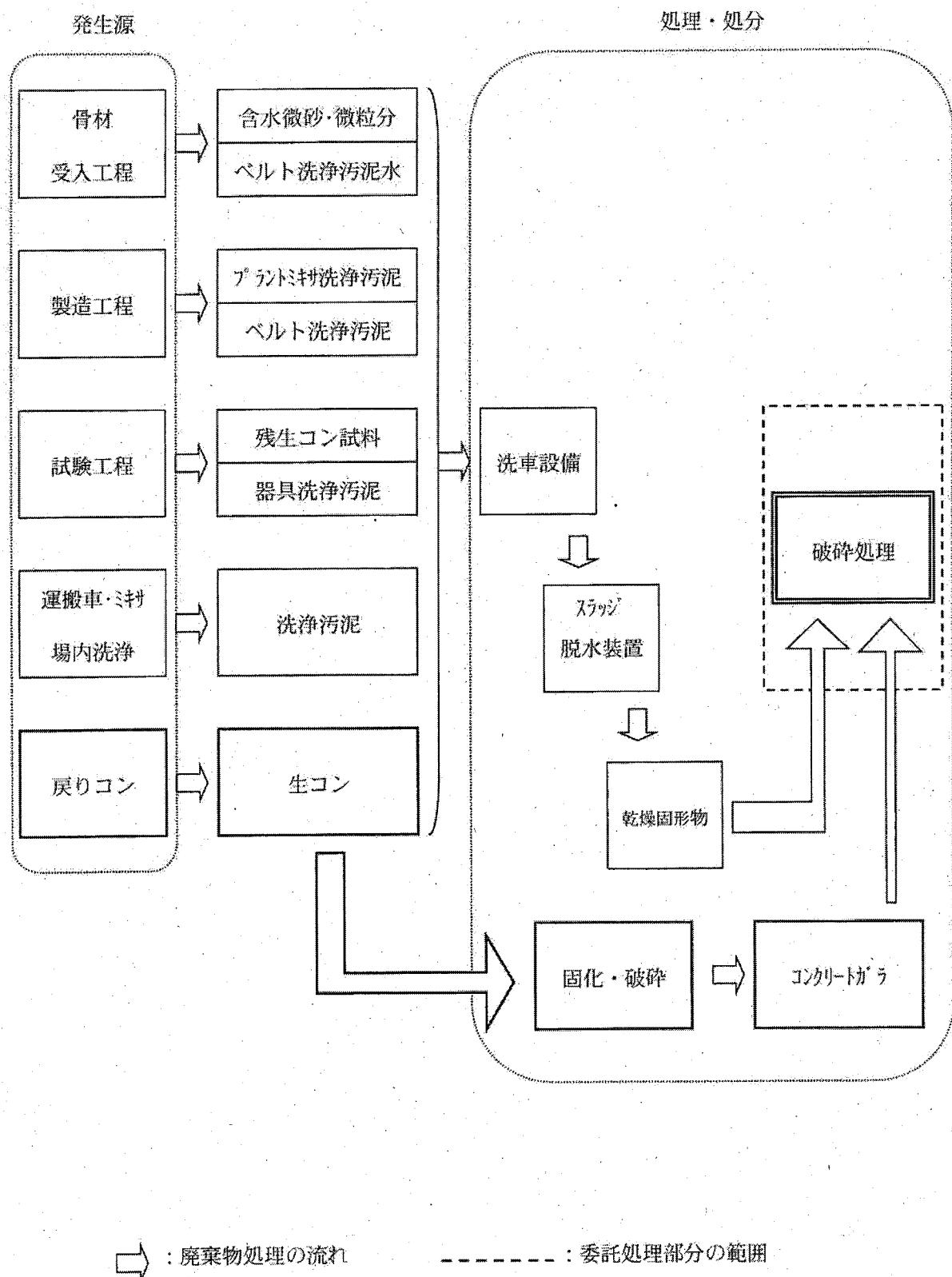
(第5面)

【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	コンクリートくず
	全処理委託量
	10,000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量
	10,000 t
	再生利用業者への 処理委託量
	t
	認定熱回収業者への 処理委託量
	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
	t
(今後実施する予定の取組)	
・現状取組に全力を挙げると共に処理委託業者に対し、優良認定取得 を指導していく。	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物処理フロー図

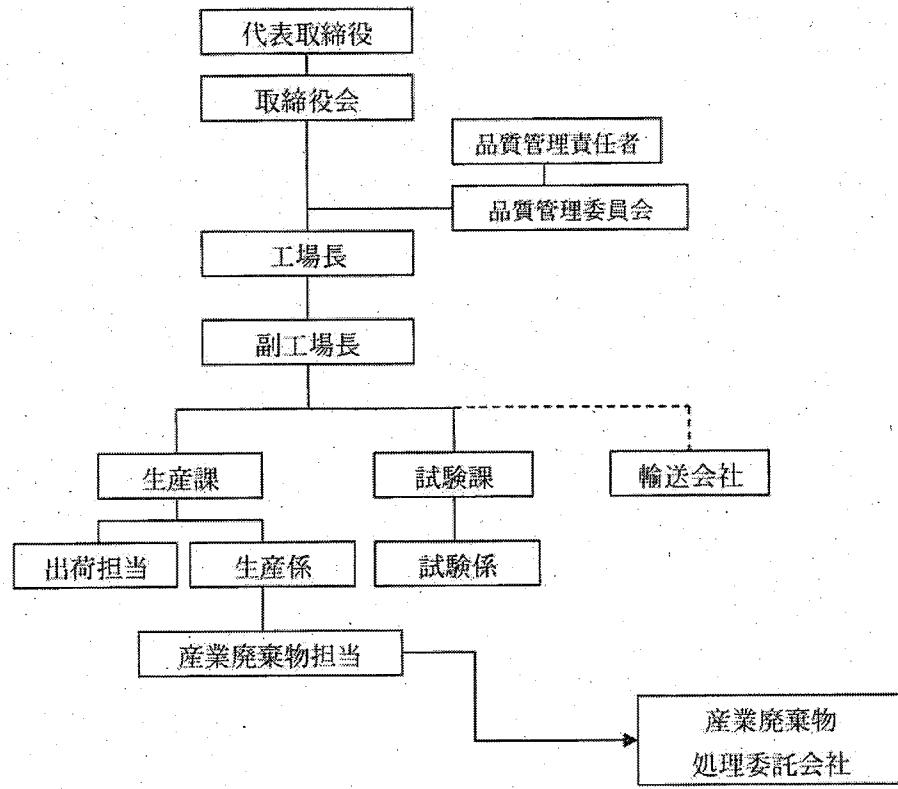


別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：関東コンクリート株式会社 東京工場 工場長 [REDACTED]
廃棄物担当	担当部署：生産課 組織人員：2名
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○適用範囲 : 当工場の公害防止について適用する。 ○目的 : 公害に関する社会的責任を自覚し、関係法令を遵守すると共に公害防止に努めることを目的とする。 ○公害防止組織 : 公害防止に関する統括者及び管理者の任命
	<ul style="list-style-type: none"> ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○廃棄物処理計画の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○事故発生時における緊急対策
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

1) 管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対するための横断的な組織（関東コンクリート㈱東京工場品質管理委員会）にて討議・検討を行う。

2) 管理方法

公害防止規定により適正に処理を実施し、生コンクリート購入者との緊密な連絡により戻りコンクリート量削減を図り、産業廃棄物排出量の低減に努める。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法に関する留意事項を整理するとともに、社内規格の見直しや従業員等に対する定期的な教育・研修を行う。

1) 管理職環境管理研修

課長級の職員・廃棄物担当者を対象として、工場内において発生する産業廃棄物の管理、工場内から排出される産業廃棄物の管理に係る法制度について改正が行われる毎に行う研修制度。

2) 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係者を対象として、産業廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知徹底するための教育・研修制度。

3) 廃棄物担当者実務研修

各製造ラインにおける廃棄物担当者を対象とする廃棄物の取扱いの実務研修。

(4) 情報公開

産業廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再利用状況についての公開に努める。

(5) 産業廃棄物の処理に関する事項（排出の抑制・分別・再利用に関する事項を含む）

1) 基本事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに、行政の環境政策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処理に至るまで確認し管理する。
- ③ 産業廃棄物の処理については、ここに掲げた事項を実施し、また関連会社にも必要な指導を実施する。

2) 産業廃棄物処理の現状

当工場から発生する産業廃棄物は、生コンクリート戻りコン及びスラッジ脱水ケーキであり、これらを単品または混合し天日乾燥したものを破碎したコンクリートくずである。これらのコンクリートくずは、委託先の産業廃棄物処理業者によって再生路盤材として再利用されている。